

2004年3月11日

名古屋市長 松原武久 様

名古屋市民オンブズマン

## 要望、働きかけへの対応制度に対する意見書

前回3月6日の提言委員会での議論を踏まえ、頭書制度について当日議論された論点に対する私どもの意見を述べるものです。なお、前回提出の意見書同様、次回委員会出席者の皆様に配布していただきますよう、求める次第です。

### 記

#### 1. 記録の対象となる者の範囲について

(意見の要旨)

公職者（公職の候補者と秘書を含む。以下本文書全体同旨。）、公職者以外の私人すべてを対象とし、後に述べるように、事務量の問題や必要性の観点から公職者でない私人については記録の対象とする事項を限定する方法で対応すべきであると考えます。

(理由)

公職者以外の者による行政に対する不当な圧力を防止すること、公職者が関係者（後援会長など）の名で不当な圧力を加えることをも監視し、防止するためには、対象を公職者に限定しないことが適切と考えられるからです。

#### 2. 記録する対象事項の範囲について

(意見の要旨)

- (1) 基本的方針として、公職者と公職者以外とで記録対象事項を異にすること。
- (2) 公職者についてはすべての要望、働きかけを記録すること。
- (3) 公職者でない私人については、重要な意見または、不当、違法な働きかけに限定すること。

(理由)

不当、違法な働きかけに限定する、という見解もありますが、不当、違法な働きかけがどうかは基準上、明確ではありません。不明確な基準を用いた場合には、公職者の働きかけについては結局のところ記録されないままに終わってしまう、という結果となることが懸念されます。また、公職者の働きかけ全てを記録し、公開することで、市民、有権者の知る権利に応

え、投票行動の資料とする、という情報公開の制度的価値も重要であると  
考えます。

一方、公職者以外の私人は公職の候補者ではありませんから、投票行動の  
資料とするためにすべての働きかけを記録する必要性、合理性はありませんし、  
職員の事務量の観点からみてもかかる制度は実現性にやや疑問があり  
ます。もっとも、重要な意見については記録することが情報公開の観点  
からは必要でしょうし、違法、不当なものについては市政が不適法に行わ  
れないように市民が監視できるシステムの構築、という観点から一定の合  
理性があると思われます。このような観点から、公職者でない私人につ  
いては、重要な意見または、不当、違法な働きかけに限定する、という意  
見を述べるものです。

### 3、重要、または不当、違法な働きかけ、といった場合の基準

(意見の要旨)

名古屋市の要綱および、名古屋市が策定している行政指導の基準中、市民  
に公開した内容に明白に反する要望かどうかをメルクマールとする。

(説明・理由)

この点について前回の委員会では具体的な意見は出なかったように思われ  
ますが、私たちとしては、名古屋市行政手続条例33条、同34条の趣旨  
に鑑み、名古屋市が策定している行政指導の基準中、市民に公開した内容  
に明白に反する要望についてのみ記載すれば良いと考えます。行政指導の  
基準がない場合か、基準があっても市民に当該基準が公開されていない場  
合には、かかる事項に対する市民の要望に対しては市の説明義務が問題に  
なりこそすれ、市民の当の要望自体は不当なものではありません。したが  
って、かかる要望を記載する合理性は全くありません。しかし、行政指導  
の基準を市が策定し、これを市民に公表している状況で、なおもこれに反  
する要望があった場合には、記録する合理性はあると考えます。要望の目  
的が個人的利益の追求にはない場合には、市政を良くしようとする市民の  
提言として記録に残す必要があり、目的が個人的利益の追求にある場合  
には不適切な要望として行政運営の適法性を維持するために記録する合理  
性があるからです。

なお、基準の公表は窓口で文書で教示されるものでも可とすることが同条  
例33条2項の趣旨から妥当と考えます。この場合には、窓口でかかる基  
準を交付されてもなお要望を継続した場合には記録することになります。

参考までに同条例の条項を記載します。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第 34 条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

#### 4, 公表・公開について

(意見の要旨)

(1) 名古屋市情報公開条例の他にインターネットでの公表を行う。

(2) 但し、インターネット公表の対象とする働きかけは公職者によるもののみとし、原則としてインターネットによる公表については公職者以外の私人の氏名は公開しない。

(説明・理由)

公職者による働きかけについては、情報公開制度を利用する以外にインターネットによる広報制度によって公表すべきと考えます。ただし、インターネットによる公表の場合に限って、私人の氏名を原則として公表しないことが必要と考えます。これは、本制度を後に述べるように要綱、規則とする関係上、私人の氏名までもインターネットで公表した場合には名古屋市個人情報保護条例9条に抵触するおそれを避ける趣旨です。なお、働きかけについて記録すること自体は名古屋市個人情報保護条例には反しないと考えられますし、これを情報公開条例に基づいて公開するかどうかについては情報公開条例の正当な解釈を前提として行うべきものであり、本件で議論すべき固有の問題はないと考えます。

#### 5, 本件を条例化するか要綱で足りるとするか

(意見の要旨)

とりあえず要綱(規則)として制定し、運用状況をみて条例化すべき。

(理由)

制度の安定性の観点から見れば、条例化が望ましいのは言うまでもありませんが、その結果、本制度が骨抜きとされたのでは本末転倒です。また、インターネットでの公表は公職者の働きかけに限定し、しかもインターネットでは私人の氏名を公表しない、とすれば、名古屋市個人情報保護条例に違反することもないと考えますから、条例化する必要性もありません。ちなみに同様の制度を持つ他の自治体でも条例化はしていないところが多いことを付記します。

## 6, いわゆる内部告発者保護の制度について

(意見の要旨)

現時点では不必要と考えます。

(理由)

今回の問題について、内部告発者の保護の制度があれば、発生が防げたかどうかの検証もない状態で、再発防止のためにかかる制度をもうけることの必要性は理解できません。犯罪行為に接した公務員がこれを告発することは市民として当然の権利ですし、不正行為の横行（そのようなものがあればですが）に際してかかる事実を隠蔽するような場合には、端的に地方公務員法33条違反にあたることを職場で徹底すれば良いことです。

国が検討している制度の問題点については委員からも意見が出ましたが、国の制度とは目的を異にする、という立場に立ったとしても、そのことはいわゆる、横だし（または上乘せ）条例の制定を可能にする、という法技術上の論点に対する回答になり得ても、国の制度と同様の問題が発生することに対する危惧を解決するものではなく、問題の所在は国の制度の場合と相違ありません。かかる点からみて、制度創設の合理性はないばかりか、制度を創設した場合の弊害の方がより明白に予想できるからです。

以上

本書面に対するお問い合わせ先

名古屋市中区丸の内3丁目6番41号 弁護士法人リブレ名古屋事務所内

電話 052-953-7885 FAX052-953-7884

名古屋市民オンブズマン 担当：新海、内田